

商工会かわら版

NO 64 号 令和3年 3 月

●美郷町商工会 TEL:75-0805・FAX:75-1326

大和支所 TEL:82-2132・FAX:82-2953

商工会のHP <http://misato.shoko-shimane.or.jp/>

小規模事業者持続化補助金について

本制度は、小規模企業の新規販路開拓に資する事業の補助を目的としたものです。

○補助率：補助対象経費の2/3

○補助金額：上限50万円（計画書必須）

事業例：HPの作成、チラシの作成、新サービス提供の為に設備投資など

令和3年度も複数回の公募が予定されており、第1回公募は令和3年6月初旬の予定です。申請をご検討される方は商工会までご相談下さい。（TEL：0855-75-0805）

障がい者差別解消法の周知について

上記法は平成28年4月より施行されており障がい者に対する「不当な差別」や「合理的な配慮義務」を事業者に対して求めています。

雇用等を行う際には是非ご留意ください。

★総額表示の義務の徹底について



平成16年4月より義務化されておりました商品等の税額表示義務について、令和3年3月末で消費税転嫁対策特別措置法による猶予期間が終了し、令和3年4月1日より、事業者が消費者に対して行う価格表示について税込価格の表示が必須となります。

右記価格表示例を参考に、各事業所でのご対応をお願いいたします。

申告納付期限延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の為に、申告所得税（及び復興特別所得税）、贈与税及び個人事業者の消費税（及び地方消費税）の申告期限・納付期限について、全国一律で下記のとおり延長されることとなりました。

申告及び納付期限：4月15日(木)に延長
所得税の振替日：5月31日(月)に延長
消費税の振替日：5月24日(月)に延長

期限は延長されましたが、申告作業に時間がかかる場合もありますので、申告がお済みでない方は早めのご提出をお願いします。

「一時支援金」制度について

本制度は2021年1月7日に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受けた事業者に一時支援金を給付するものです。

給付対象：宣言地域の飲食店及び宣言地域の飲食店と直接・間接の取引がある事業所。

給付要件：令和3年1月～3月のいずれかの月が前年または前々年の同月比で50%以上減少していること。

給付額上限：個人30万円、法人60万円

なお、申請はネット申請で、申請前に商工会等による事前確認が必要になります。

例：10,000円で税率10%の商品の場合

	11,000円（税抜価格10,000円）
	10,000円（税込11,000円）
	10,000円（税別）

★島根県の経済動向【令和2年12月分】・・・R3.3.9調査

島根県の経済は、全体としては厳しい状況が続いているが、一部で持ち直しつつある。生産活動は持ち直しの動き。雇用面は弱い動き。所得面では改善の動き。個人消費は一部に弱い動きだが、持ち直しの動き。投資動向は弱い動きがみられる。

生産活動	雇用情勢	個人消費	投資動向	企業倒産	金融情勢	物価
持ち直しの動き	弱い動き。一部改善の動きが鈍化	弱いを持ち直しの動き	弱い動き	倒産件数2件	貸出金対前年3.8%増	対前年比1.3%下落

